

4月からどうなるの？ Q&A

- Q 1 病院や薬局等にかかる時はどうするの？
- Q 2 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）ってなんですか？
- Q 3 マイナ保険証はすぐに作らないといけないの？
- Q 4 資格確認書ってなんですか？
- Q 5 資格確認書の交付は手続きが必要ななの？
- Q 6 マイナ保険証を持っているけど資格確認書は交付してもらえるの？
- Q 7 マイナ保険証を利用するまでの流れを教えてください
- Q 8 マイナ保険証を紛失したときの手続きを教えてください
- Q 9 マイナ保険証の利用登録は解除できるの？
- Q10 これからも限度額認定証は交付されるの？
- Q11 70歳以上の加入者にはこれからも高齢受給者証は交付されるの？
- Q12 70歳以上の加入者が医療機関にかかる時はどうするの？
- Q13 これからも資格取得や喪失などの届出は必要ななの？
- Q14 マイナ保険証の登録ができていないか確認する方法を教えてください
- Q15 マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、保険証として利用できるの？
- Q16 マイナンバーカードは返納できるの？
- Q17 マイナ保険証はあるけど使いたくない場合、資格確認書は交付してくれるの？
- Q18 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れたあともマイナ保険証として利用できるの？

4月からどうなるの？ Q&A

Q1 病院や薬局等にかかる時はどうするの？

- [マイナ保険証をお持ちの方]は「マイナ保険証」で受診します。病院や薬局等の窓口には設置してあるカードリーダーに、「マイナ保険証」を置いて本人認証（顔認証または暗証番号認証）を行います。病院や薬局等はオンライン資格確認で資格情報を確認します。
「マイナ保険証」が使えない場合は、「マイナ保険証」と「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」またはマイナポータルの資格情報画面を一緒に医療機関の窓口で提示すると受診することができます。（「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」ってなんですか？ Q2へ）
- [マイナ保険証をお持ちでない方]へは「資格確認書」を交付します。病院や薬局等を受診する場合は「資格確認書」を提示してください。病院や薬局等は、「資格確認書」に記載されている記号番号などからオンライン資格確認で資格情報を確認します。（「資格確認書」ってなんですか？ Q4へ）

※ マイナ保険証・・・健康保険証として使用できるよう利用登録したマイナンバーカードのことです。

※ マイナポータル・・・政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップできたり、行政機関からのお知らせが確認できたりします。健康保険の情報もこちらで確認できます。

※ マイナ保険証が使えない場合・・・オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関を受診するときやオンライン資格確認システムの機器不具合が発生したとき

[Q&A一覧へ](#)

Q2 「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」ってなんですか？

「マイナ保険証」の券面には、氏名・住所・生年月日などの記載がなく、ご自身が加入している健康保険の資格情報がわかりません。健康保険の資格情報を確認できるよう「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を交付します。

「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」は、毎年4月に翌年3月31日までの有効期限で交付します。年度途中に加入された方は資格取得日から次の3月31日までの有効期限で交付します。

「マイナ保険証」が使用できない場合は、「マイナ保険証」と「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」またはマイナポータルの資格情報画面を一緒に提示すると受診することができます。

注意) 「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」のみで医療機関を受診することはできません。

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q3 「マイナ保険証」はすぐに作らないといけないの？

急いで作らなくても大丈夫です。〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へは「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を提示することで、これまでどおり医療機関を受診することができます。「マイナ保険証」の取得は任意であり義務ではありません。

[Q&A一覧へ](#)

Q4 「資格確認書」ってなんですか？

「資格確認書」は〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へ交付します。「資格確認書」を提示することで、これまでの保険証と同じように医療機関を受診することができます。当面の間は国保組合で交付します。お手続きの必要はありません。

「資格確認書」は、毎年4月に翌年3月31日までの有効期限で交付します。年度途中に加入された方は資格取得日から次の3月31日までの有効期限で交付します。

[Q&A一覧へ](#)

Q5 「資格確認書」の交付は手続きが必要なの？

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へ「資格確認書」を国保組合で交付します。当面の間は、申請の必要はありません。

[Q&A一覧へ](#)

Q6 「マイナ保険証」を持っているけど「資格確認書」は交付してもらえるの？

交付することができません。ただし、次の方は「マイナ保険証」をお持ちでも、本人の申請により「資格確認書」を交付することができます。（所属の組合または東建国保までご連絡ください）

- マイナ保険証を紛失した方または更新中の方
- マイナンバーカードの電子証明の有効期限切れの方（マイナンバーカード本体の有効期限切れの方含む）
で有効期限が切れたあと更新する意思のない方
- マイナンバーカードを返納した方（マイナンバーカード返納後すぐに医療機関を受診したい方）
- 医療機関を受診するにあたり第三者（介助者など）の補助が必要な方
- マイナ保険証の利用登録を解除する方（詳しくは「マイナ保険証」の利用登録は解除できるの？ Q9へ）

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q7 「マイナ保険証」を利用するまでの流れを教えてください

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには次の①～③の手続きが必要です。

<利用方法>

① マイナンバーカードを取得する

【 申請方法 】

- オンラインで申請する
- 郵便で申請する
- 証明写真機から申請する

② マイナンバーカードを健康保険証として使用できるよう利用登録する

【 利用登録の方法 】

- 医療機関や薬局などの受付（カードリーダー）で行う
- マイナポータルで行う
- セブン銀行ATMで行う

③ 医療機関などの窓口にあるカードリーダーを使って受付をする

【 受診方法 】

- カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 本人認証を行う（顔認証または暗証番号）
- 各種情報提供の同意選択を行う

※「マイナ保険証」は東建国保で発行することはできません。ご自身でマイナンバーカードを取得し健康保険証として使用できるよう利用登録を行います。

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？Q&A

Q8 「マイナ保険証」を紛失したときの手続きを教えてください

<必要な手続き>

- マイナンバーカード機能停止の手続きをする。マイナンバー総合フリーダイヤルへ連絡してください。
【マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料） 0120-95-0178】
- 警察へ遺失届・盗難届の届出をする
- お住まいの市区町村でマイナンバーカードの再発行の手続きをする（再発行料など詳細についてはお住まいの市区町村までお問合せください）。
- 資格確認書の交付申請をする。「マイナ保険証」が再発行されるまでの間、「資格確認書」を交付します。また、マイナンバーカードを再発行したことにより、マイナンバーが変更されたときは「個人番号変更届」を後日提出してください。（所属の組合または東建国保までご連絡ください）

[Q&A一覧へ](#)

Q9 「マイナ保険証」の利用登録は解除できるの？

「マイナ保険証」の利用登録は解除することができます。

利用登録の解除を希望される方は、「利用登録解除」の申請をしてください。国のシステムへ「マイナ保険証」の利用登録の解除を行ったあと、「資格確認書」を交付します。（所属の組合または東建国保までご連絡ください）

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q10 これからも「限度額適用認定証」は交付されるの？

オンライン資格確認が開始されたことに伴い、医療機関の窓口では限度額適用認定証情報が確認できるようになったため、「限度額適用認定証」の事前準備が不要となりました。「限度額適用認定証」の提示がなくても、窓口の支払いが自己負担限度額までとなります。

<利用方法>

- [マイナ保険証をお持ちの方]は「マイナ保険証」で受診してください。病院や薬局等に設置してあるカードリーダーで本人認証をすると限度額適用認定証情報も自動的に提供されます。
- [マイナ保険証をお持ちでない方]は「資格確認書」を提示して“口頭で自己負担限度額額の情報提供に同意します”と申し出てください。

次の場合は「限度額適用認定証」の提示が必要です。

- オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関を受診する場合
- 非課税世帯の方が入院し直近12カ月の入院日数が90日を超えてさらに減額を受けようとする場合

なお、[マイナ保険証をお持ちの方]には「限度額適用認定証」を交付することはできません。

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q11 70歳以上の加入者には、これからも「高齢受給者証」は交付されるの？

令和7年4月1日から「高齢受給者証」は交付されなくなります。

これまで保険証とは別に医療機関で支払う一部負担額の割合を記載した「高齢受給者証」（ハガキより少し小さいサイズ）を発行していましたが、4月1日以降は、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」または「資格確認書」に一部負担金の割合や発効期日などを記載して交付します。

[Q&A一覧へ](#)

Q12 70歳以上の加入者が病院や薬局等にかかる時はどうするの？

- [マイナ保険証をお持ちの方]は「マイナ保険証」で受診します。「マイナ保険証」が使えない場合は、「マイナ保険証」と「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」またはマイナポータルの資格情報画面を一緒に病院や薬局等に提示すると受診することができます。（「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」ってなんですか？ Q4へ）
- [マイナ保険証をお持ちでない方]は「資格確認書」を提示して医療機関を受診します。（「資格確認書」ってなんですか？ Q6へ）

※マイナ保険証・・・健康保険証として使用できるよう利用登録したマイナンバーカードのことです

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q13 加入や脱退、住所(氏名)変更などの届出はこれからも必要なの？

加入や脱退、住所(氏名)変更の届出は、これまでどおり必要です。役所で住所変更などの手続きされても、東建国保に登録されている情報が変更されることはありません。

<加入の場合>

資格取得届を受理後、「マイナ保険証」の保有状況を確認し「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付します。「マイナ保険証」の保有状況の確認のために、5営業日程度日数を要します。お時間をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※14日以内に所属の組合までお手続きをお願いします。

※資格取得の届出にはマイナンバーの記載が義務となっています。ご記入をお願いします。

[Q&A一覧へ](#)

Q14 「マイナ保険証」の登録ができているか確認する方法を教えてください

マイナポータルにログインして“登録状況の確認”から“健康保険証”を押していただくと健康保険証登録状況を確認することができます。

※マイナポータル・・・政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせが確認できたりします。健康保険の情報もこちらで確認できます。

[Q&A一覧へ](#)

Q15 マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、「マイナ保険証」として利用できるの？

暗証番号がロックされていても保険証として利用することはできます。顔認証付きカードリーダーでの顔認証または医療機関の受付職員によるマイナンバーカードの顔写真との目視確認で本人確認することができます。

暗証番号のロック解除はお住まいの市区町村で電子証明書のパスワード(4桁の番号)の再設定を行ってください。

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q16 マイナンバーカードは返納できるの？

マイナンバーカードを返納する際は、お住まいの市区町村にマイナンバーカードをご持参いただき、返納届を提出する必要があります。詳しくはお住まいの市区町村までお問合せください。

＜マイナンバーカードを返納された場合＞

- マイナ保険証の利用ができなくなります。
- マイナンバーカードを返納後、4カ月以内に「資格確認書」が必要な場合は交付申請が必要です。所属の組合または東建国保までご連絡ください。

[Q&A一覧へ](#)

Q17 「マイナ保険証」はあるけど使いたくない場合、「資格確認書」を交付してくれるの？

病院や薬局等で、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない特段の事情がある場合にのみ、「資格確認書」が交付されます。特段の事情がなく念のために持っておきたい、マイナ保険証は持っているけど使いたくないなどの理由で「資格確認書」を交付することはできません。

それでも交付を希望される場合はマイナ保険証の利用登録を解除する必要があります。（「マイナ保険証」の利用登録は解除できるの？ Q9へ）

事情によっては申請すると交付される場合があります。（「マイナ保険証」を持っているけど「資格確認書」は交付してもらえるの？ Q6へ）

[Q&A一覧へ](#)

4月からどうなるの？ Q&A

Q18 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限がきれても「マイナ保険証」として利用できるの？

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限がきれて3か月経過すると「マイナ保険証」として利用できなくなります。その場合、東建国保から「資格確認書」を交付します（マイナンバーカードの電子証明書の有効期限がきれても、有効期限の満了日から3か月間は利用できます）。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新についてはお住まいの市区町村へお問合せください。

[Q&A一覧へ](#)